

## 二酸化炭素消火設備 改正Q&A

- 1 質問 閉止弁や標識などはいつまでに設置が必要ですか。  
回答 閉止弁は令和6年3月31日まで、それ以外については令和5年3月31日までとなります。しかしながら改正の背景等を踏まえできるだけ速やかに設置してください。
- 2 質問 閉止弁を設置した場合は届出が必要ですか。  
回答 着工届と設置届が必要となります。
- 3 質問 閉止弁を設置した際に消防の検査はありますか。  
回答 設置届に施工記録写真を添付していただき検査を省略します。
- 4 質問 標識や注意銘板を設置した場合に届出は必要ですか。  
回答 必要ありませんが、別記様式第3号の標識設置報告書又は任意の様式で設置状況を写真等で消防署へメール、郵送または持参していただき確認いたします。
- 5 質問 遡及対象外の改正された技術上の基準に適合するように改修工事をする場合、届出は何か必要ですか。  
回答 着工届、設置届を届出してください。
- 6 質問 5番の場合、検査は実施しますか。  
回答 検査を実施します。
- 7 質問 制御盤付近に備える図書を設置した場合、届出は必要ですか。  
回答 届出は必要ありません。今後の立入検査や消防設備点検の報告などにより確認します。
- 8 質問 標識の設置について、旧ガイドラインの基準により設置していた標識は外す必要がありますか。  
回答 貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口に設ける標識については法令上、必要なものとなります。以前の物は基準を満たさないため、外して新しいものを設ける必要があります。
- 9 質問 ガイドラインに示されている防護区画に隣接する部分の出入口及び、防護区画内に設ける標識については必ず変更する必要がありますか。  
回答 法令上必ず変更する必要はありませんが、合わせて変更するよう指導いたします。

10 質問 貯蔵容器を設ける場所及び防護区画に隣接する部分の出入口に設ける標識はそれぞれの場所の外側に設けるものですか。内側には必要でしょうか。

回答 出入口の外側のみ設けてください。

11 質問 標識の大きさは縦横30cm以上とされていますが、A3サイズの紙に印刷して使用してもよいですか。

回答 A3サイズの紙を使用して支障ありません。

12 質問 標識を設置するのに資格は必要ですか。

回答 資格が必要な工事に該当しないため、資格は必要ありません。

13 質問 標識のデータをダウンロードできますか。

回答 総務省消防庁若しくは東京消防庁公式ホームページ(新着情報:令和4年12月20日「二酸化炭素消火設備を設置しているみなさまへ」)でダウンロードすることができます。

14 質問 リーフレットには「二酸化炭素消火設備が放出される場所(防護区画)に人が立ち入る場合は、閉止弁が閉止された状態にする」と記載されていますが、立体駐車場で、駐車場内に車両を入れる際にも閉止弁を閉止する必要がありますか。

回答 必要ありません。

15 質問 閉止弁が設置されるまでに工事等を行う場合、どのように対応すればよろしいですか。

回答 閉止弁が設置されていない場合、工事等の事業者には閉止弁が設置されていない旨を伝えるとともに、消火設備事業者を手配し、当該消火設備事業者により二酸化炭素消火設備の電源を停止する等、二酸化炭素消火設備の誤操作及び二酸化炭素のご放出を防止するための措置を講じてください。詳細は事故防止対策マニュアルの 2.2 事故防止のための安全対応の実施に係る建物関係者の責務 2.2.1 事故防止のための安全対応の実施事項により対応してください。

16 質問 制御盤付近に備える図書の作成例はありますか。

回答 作成例はありません。建物ごとに内容が異なり、画一的なものを示すことができないため。

17 質問 事故等が発生した際の消防機関の緊急連絡先は消防署ですか。

回答 緊急性があるものは119番通報してください。